

第20回汚職防止刑事司法支援研修

「汚職犯罪の収益に関する効果的な捜査の在り方」

1 日程及び参加者

平成29年11月1日(水)から同年12月7日(木)まで

海外参加者20の国と地域から23名

国内参加者5名

2 研修概要

汚職は、社会の安定と安全に深刻な脅威をもたらす。汚職のまん延は、市民に提供される公共サービスのレベルを低下させるとともに、外国からの投資や援助をちゅうちょさせる結果、持続可能な発展と経済成長を妨げる。また、商業活動の国際化により、海外企業が汚職に関与し、腐敗した公務員が、不法な利得を海外の金融機関に隠匿することも珍しくない。国際組織犯罪やテロリズムに対する国際社会の取組にとっても汚職は大きな障害であり、汚職は国際社会の重大な関心事項となっている。

このような背景の下で、2003年10月31日に国連総会で採択された「腐敗の防止に関する国際連合条約(以下「UNCAC」という。)は、既に締約国183か国を数え、汚職を効果的に予防・摘発するための予防措置、汚職及び関連行為の犯罪化、捜査手段及び手続、財産回復、国際協力等に関する世界的な標準となっている。

汚職犯罪は、限られた者の間で秘密裏に行われるのが常であり、汚職の端緒を発見し、全容を解明するには大きな困難が伴うところ、汚職犯罪の捜査の中で、贈賄原資や収受した賄賂等の収益の用途の捜査は、汚職犯罪を客観的かつ効果的に立証する上で極めて重要なポイントである。特に、国際化の進展した現代社会においては、このような原資や収益の経路が海外の金融機関を経由するなどの方法により隠匿され得る状況であり、そのような資金の流れの捜査を遂げるためには、国際的な協力も不可欠となっている。

さらに、UNCACにおいては、第5章において、資産回復が独立の項目として取り扱われ、海外の金融機関等に隠匿された汚職犯罪の収益の回復が重要な問題となっているところ、このような資産回復を実現するためには、当該隠匿された財産が汚職犯罪の収益であることの立証が不可欠であり、この点からも、汚職犯罪の収益の流れの捜査は国際的に重要な課題となっている。

そこで、本研修においては、汚職犯罪の収益に関する効果的な捜査の在り方について、参加各国の経験と知識を交換し、これに関するベストプラクティスを共有することにより、参加各国における汚職犯罪の摘発・訴追に寄与するとともに、参加者の相互理解を促進し、各国の実務改善のための継続的な情報交換に向けたネットワークを構築することを目的とする。

3 客員専門家等

本研修においては、アジ研教官による講義のほか、以下の客員専門家・外部講師による講義を行う。(敬称略)

【客員専門家】(講義順)

メアリー・バトラー	アメリカ合衆国司法省資金洗浄資産回復部国際担当課長
ヴィンセント・リム	シンガポール汚職行為捜査局副部長
ヴラジミール・アラス	ブラジル連邦検察庁高等検察官
エドワード・ベテレ	元国連薬物・犯罪事務所条約局長 国際腐敗防止部門連合会 副会長

【外部講師】(講義順)

松居 新	公正取引委員会事務総局審査局 特別審査調整官
森本 宏	東京地方検察庁特別捜査部長 検事
清水 庸平	警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課 犯罪収益移転防止対策室 課長補佐
大田 圭介	一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン 事務局長
小幡 忍	日本電気株式会社チーフコンプライアンスオフィサー
入江 源太	弁護士

以上